平成２４年（フ）第３５０号
香川県高松市西春日町1407番地　県営住宅西春日団地８棟108号室
債務者　勝部　貢市
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第４号
長崎県大村市松原１丁目678番地44梶ノ尾団地44号、前住所長崎県大村市皆同町165番地１皆同アパートＢ号
債務者　溝上賀津美（旧姓丸木）
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１７８号
北海道小樽市桜２丁目８番８号、前住所北海道小樽市桜３丁目19番45号
債務者　三浦　雅美
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第１１号
北海道苫小牧市浜町２丁目５番７号　碧水荘Ｂ201
債務者　渡邊真貴子
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第１３号
北海道苫小牧市本町２丁目６番１―406号
債務者　南　　修
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第８８３号
仙台市若林区新寺３丁目13番25号　メゾンソフィア101
債務者　佐々木隆雄
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１号
仙台市青葉区桜ケ丘６丁目21番19号　サニーハイツ103、従前の住所仙台市青葉区桜ケ丘１丁目27番３号　桜ケ丘県営住宅331
債務者　小野田千春
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１号
茨城県土浦市東崎町６番30号ポプラの郷301
債務者　戸田美代子
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第６号
茨城県つくば市花畑３丁目12番地13　アイオーラ・ナカヤマ303号
債務者　花村　浩道
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１５号
茨城県土浦市おおつ野６丁目６番２号　ラフィナート・パレＤ202、前住所千葉県我孫子市並木５丁目６番16―703号　ロータリーパレス我孫子
債務者　大川　正勝
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第４号
千葉県茂原市法目634番地３シャルマンソレイユ202
債務者　村杉　　孝
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第１６２号
千葉県木更津市請西東３丁目12番地１　ブロードヒルⅣ201
債務者　宮原　章弘
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第６号
千葉県富津市小久保2395番地
債務者　岡本　春江
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第４６７号
金沢市八日市出町501番地１
債務者　能瀬　吉子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで　金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第７号
石川県河北郡津幡町字清水へ501番地30
債務者　一家　民樹
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで　金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１５号
石川県河北郡津幡町字庄ロ２番地
債務者　畑中　園子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで　金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１０号
山梨県甲府市住吉５丁目23番21号エスポワール日吉Ⅱ102
債務者　戸次　葉子
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで　甲府地方裁判所民事部破産係